

香川栄養学園寄付申込書（法人用）

令和 年 月 日

学校法人香川栄養学園 理事長 香川 明夫 殿

◆日本私立学校振興・共済事業団（以下私学事業団という）が取り扱う「受配者指定寄付金制度」の利用について

本制度は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定（昭和40年4月30日大蔵省告示第154号）を受けていますので、法人税の納税がある企業等法人様は、本制度を利用する場合、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することが認められています。

申込法人 （企業） 様	貴社名			・ 代 代 表 表 者 者 役 名 職	
	住所等	〒 ()			
	申込金額	令和 年 月 日振込予定	寄付金 使 途	<input type="checkbox"/> に✓をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 教育・研究施設設備等の充実 <input type="checkbox"/> 奨学金制度の充実(香川芳子スカラシップ奨学金) <input type="checkbox"/> 奨学金制度の充実(香川靖雄若手研究者奨励奨学金) <input type="checkbox"/> 希望使途 ()	
	◆受配者指定寄付金制度の利用有無 (利用する ・ 利用しない) ※利用する場合は、私学事業団所定の寄付申込書（様式1-1）が必要となります。 ※法人税の納税がない等、本制度を利用しない場合は、代表者様のお名前で学園が発行する領収書（裏面：特定公益増進法人証明書（写））を発行いたしますので、ご寄付をいただいた翌年の確定申告期間に、所轄の税務署にて確定申告をおこなってください。私学事業団所定の寄付金申込書（様式1-1）の提出は必要はありません。				
決算月	受配者指定寄付金制度を利用する場合は、必ずご記入ください。 月 日 香川栄養学園に頂いた寄付金は、私学事業団に預けます。私学事業団発行の「寄付金受領書」内の受領日は、本学園から寄付金を私学事業団に送金した日となります。会社法人の寄付金を支出した日の属する事業年度（決算日）を過ぎますと、寄付者はその年度の損金算入が認められなくなりますので、誠に恐縮ではございますが、決算日の1ヶ月前までにお振込みをお願いいたします。				
事務担当者様	部署名			氏名	
	住所等	〒 ()			
	e-mail				

<お問合せ先> 総務部 秘書課（募金担当）

☎ 03-3915-3649 ✉ bokin@eiyo.ac.jp